

NEWS RELEASE

平成 22 年 2 月 16 日
社団法人 信託協会

規制・制度の改善に関する提案を提出

社団法人信託協会（会長 岡内欣也）では、政府にて実施されております「国民の声」の集中受付（1月18日～2月17日）に対しまして、主として次の二つの観点から、規制・制度の改善に関する提案、合計22項目を内閣府 行政刷新会議 国民の声担当室宛てに提出いたしました。

① 信託機能の活用の一層の促進（16項目）

新信託法および金融商品取引法に基づく実務が定着したことを踏まえ、信託が利用される局面をさらに拡大させるとともに、顧客の利便性を向上させることにより、信託機能の活用を一層促進し、信託の普及・発展を図ること。

② 利便性が高く、安定した企業年金制度の構築（6項目）

平成24年3月末の適格退職年金廃止を控え、他制度への移行等、企業による年金制度の見直しが増加していることを踏まえ、年金基金、事業主、従業員等にとって一層利便性が高く、将来にわたって安定した企業年金制度を構築すること。

具体的な提案項目は以下のとおりです。

① 信託機能の活用の一層の促進（16項目）

1. 独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
2. 銀行法第16条の3（5%ルール）、同法第52条の24（15%ルール）の適用対象から信託勘定を除外すること
3. 上場受益証券発行信託の受益証券における、各種報告書の電磁的方法による提供のための要件緩和【新規】
4. 顧客保護の観点より、「信託契約代理業」に係る規制を適正化すること
5. 「信託の受益権」（金融商品取引法第2条第2項第1号）の定義見直し
6. 金商法施行令第2条の10第1項第1号柱書きの「有価証券」から、一定の「信託の受益権」を除外すること
7. 内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書記載事項の簡素化

8. 契約締結前交付書面の交付義務の適用除外事由の適正化
9. 不動産信託受益権の私募・募集の取扱い、媒介に係る金融商品取引法の規制見直しについて
10. 信託受益権についての 主幹事会社規制（金商業等府令第 153 条第 4 号）の適正化
11. 投信法における信託銀行に対する過剰な規制の見直し
12. 銀行子会社に対する外国銀行代理業務の解禁
13. 信託受益権の売買等に係る業務を営む会社を銀行子会社等とする場合の認可手続の緩和
14. 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の廃止
15. 保険募集における非公開情報保護措置の廃止
16. 生命保険募集における構成員契約規制の廃止

② 利便性が高く、安定した**企業年金制度**の構築（6 項目）

1. 「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」の基金設立事業所解散時への適用について
2. 確定給付企業年金における選択一時金の要件緩和
3. 確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランの再評価率の自由度向上
4. 確定給付企業年金における規約の承認・認可手続きの緩和
5. 確定給付企業年金における規約の承認・認可申請書類等の簡素化
6. 企業型確定拠出年金規約変更手続きの簡素化

なお、各項目の概要につきましては別添 1、別添 2 をご参照ください。

* 【新規】は新規提案項目。その他は、継続提案項目。

本件に関する照会先：

(社) 信託協会 総務部（広報担当） 若林
企画室 篠原
電話 03-3241-7130

規制・制度の改善に関する提案

① 信託機能の活用の一層の促進（16 項目）

1. 独占禁止法第 11 条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること

{根拠法令等}

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条

2. 銀行法第 16 条の 3（5%ルール）、同法第 52 条の 24（15%ルール）の適用対象から信託勘定を除外すること

{根拠法令等}

銀行法第 16 条の 3、第 52 条の 24

3. 上場受益証券発行信託の受益権における、各種報告書の電磁的方法による提供のための要件緩和【新規】

- 受託者が受益者に信託財産状況報告書・自己取引等報告書を電磁的方法により提供するためには、あらかじめ受益者の承諾が必要とされている。
- 金融商品取引所に上場する受益証券発行信託の受益権については、受益権が転々流通することが想定され、あらかじめ受益者の事前承諾を得ることは困難である。
- 受益者に対する信託財産状況報告書・自己取引等報告書の提供方法として、受益者の事前承諾を不要とした上で、受託者 HP に掲載すること等を認めていただきたい。

{根拠法令等}

信託業法第 27 条第 2 項、第 29 条第 4 項、第 29 条第 4 項で準用する第 26 条第 2 項、信託業法施行令第 13 条第 1 項、信託業法施行規則第 38 条、第 41 条第 5 項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第 9 条第 1 項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 20 条、第 23 条第 5 項

4. 顧客保護の観点より、「信託契約代理業」に係る規制を適正化すること

- 信託契約代理店が受託者のために行う信託契約締結の代理・媒介については、現状、金融商品取引業とされる場合と、信託契約代理業とされる場合があり、同じ類型の商品でありながら業法の適用に分かれが生じている（例：規約型確定給付企業年金・・・金融商品取引法、基金型確定給付企業年金・・・信託業法）。
- 経済実態がほとんど変わらない商品について、その「代理業務」の根拠法令が異なることは、顧客の視点からみても難解であり、顧客の混乱を回避するため、「代理業務」のわ

かりやすい再整理を行っていただきたい。

{根拠法令等}

信託業法第2条第8項、金融商品取引法第2条第8項、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条

5. 「信託の受益権」（金融商品取引法第2条第2項第1号）の定義見直し

- ・信託受益権は、金融商品取引法第2条第2項第1号により、一律に有価証券と規定されたが、有価証券とみなさるべきでない信託受益権までもが有価証券とされている。
- ・信託受益権について、平成17年12月22日付金融審議会金融分科会第一部会報告において示された有価証券の基準、すなわち、「①金銭の出資、金銭等の償還の可能性を持ち、②資産や指標などに関連して、③より高いリターン（経済的効用）を期待してリスクをとるものといった基準」に則って、定義を見直していただきたい。

{根拠法令等}

金融商品取引法第2条第2項第1号

6. 金商法施行令第2条の10第1項第1号柱書きの「有価証券」から、一定の「信託の受益権」を除外すること

- ・信託受益権は、金融商品取引法上、有価証券と規定され、信託資産の価額の総額の100・分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用する場合には、開示規制（金融商品取引法第二章）の適用対象となる。
- ・信託受益権は、その流通性が制限され、投資情報を公衆縦覧に供する必要性はないことから、金融商品取引法上の有価証券の運用比率の算定において、「信託の受益権」を除外していただきたい。特に、預金と同様、公衆縦覧開示規制を課す必要のない預金類似の性質を有する「元本補てんの付された信託の受益権」については除外していただきたい。

{根拠法令等}

金融商品取引法施行令第2条の10第1項第1号

7. 内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書記載事項の簡素化

- ・開示規制（金融商品取引法第二章）の適用を受ける内国信託受益権等については、特定有価証券開示府令の様式により有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書を作成する必要がある。
- ・内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書の記載事項のうち、「受託者、委託者及び関係法人の情報」の記載については、参照方式の採用等により簡素化していただきたい。

{根拠法令等}

金融商品取引法第5条第5項で準用する第5条第1項、第15条第2項、第24条第5項で準用する第24条第1項、特定有価証券開示府令第10条第1項第9号、第15条第9号、第22条第1項第9号、第6号様式、第9号様式

8. 契約締結前交付書面の交付義務の適用除外事由の適正化

- ・昨年、「引受け、募集・売出し・私募の取扱い」の場合には、発行体・所有者に対する契約締結前交付書面を不要とする手当てが行われた。
- ・信託受益権に関して、「信託受益権の私募・募集の取扱い」とその経済的実質を同一とする「信託受益権の売付けの代理・媒介」についても、所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要とする手当てを行っていただきたい。

{根拠法令等}

金融商品取引法第37条の3、金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項

9. 不動産信託受益権の私募・募集の取扱い、媒介に係る金融商品取引法の規制見直しについて

- ・金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ顧客に契約締結前書面を交付しなければならないが、不動産信託受益権の契約締結前交付書面の説明・交付を、「売買契約締結前」でなく「媒介契約締結前」に行っても内容が未定の事項が多い場合もあり、実効性のある契約前説明となっていない。
- ・不動産信託受益権の私募・募集の取扱い、媒介に係る契約締結前交付書面の説明及び交付時期を、不動産媒介における重要事項説明と同様に、売買契約締結前とするように見直していただきたい。

{根拠法令等}

金融商品取引法第37条の3第1項

10. 信託受益権についての主幹事会社規制（金商業等府令第153条第4号）の適正化

- ・金融商品取引業者は、その親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受に係る主幹事会社となることが禁止されている（主幹事会社規制）。
- ・金融商品取引法では、開示主体の明確化の観点から発行者概念が整理されており、「委託者及び受託者」が「信託受益権の発行者」となる場合がある。
- ・「委託者及び受託者」を発行者とする信託受益権のうち、特に流動化目的の信託については、委託者が資金調達者となることから、委託者を発行者として判断していただきたい。

{根拠法令等}

金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第4号

11. 投信法における信託銀行に対する過剰な規制の見直し

- ・投資信託及び投資法人に関する法律では、信託銀行に以下の規制が課せられている。
 - ①登録金融機関として投資運用業を行う信託銀行は、委託者指図型投資信託の投資信託財産の受託者である場合には、当該投資信託の運用指図権限の委託先とはなれない。
 - ②委託者非指図型投資信託について、信託銀行は信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。
 - ③委託者指図型投資信託の委託者は、金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る）に限定されており、登録金融機関として投資運用業を行う信託銀行は委託者指図型投資信託の委託者となれない。
- ・信託銀行は、有価証券投資に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は、運用機関間の競争を促進し、商品選択肢の拡大等投資者利益に資する。また、信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、充分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該規制が撤廃されたとしても、受益者保護上の問題が生じる蓋然性は小さいと考えられることから、信託銀行に対する①～③の規制を撤廃していただきたい。

{根拠法令等}

- ①投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条
- ②投資信託及び投資法人に関する法律第48条
- ③投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項及び第3条、金融商品取引法政府令
パブリックコメント回答 578 頁 No. 1

12. 銀行子会社に対する外国銀行代理業務の解禁

- ・昨年、銀行及び外国銀行在日支店に外国銀行の業務の代理又は媒介が認められた。
- ・銀行子会社には、国内において、銀行業を営む外国の会社のいわゆるカストディ業務の媒介業務を営むことが認められているところであるが、更にその代理業務を営むニーズが存在する。
- ・以上の理由から、銀行子会社に対しても外国銀行の業務の代理又は媒介を認めていただきたい。

{根拠法令等}

銀行法第10条第2項第8号の2、銀行法施行規則第17条の3第2項

13. 信託受益権の売買等に係る業務を営む会社を銀行子会社等とする場合の認可手続の緩和

- ・金融商品取引法施行の際に、従来の「信託受益権販売業」（信託業法）は「金融商品取引業」（金融商品取引法）と整理された。これに伴い、銀行子会社の範囲等から「信託受益権販売業」が削除され、銀行子会社等が信託受益権の売買等に係る業務を行うことができる根拠は、銀行法第16条の2第1項第3号の「証券専門会社」に求めることとなった。
- ・これにより、従前は届出のみによりこれを行うことができたが、金融商品取引法施行に

伴い、認可が必要とされることになったため、今後の業務展開に支障が生じる惧れがあることから、「信託受益権販売業」を専ら営む会社を銀行子会社とする際の手続きは、従来通り内閣総理大臣への届出のみで足りることとしていただきたい。

{根拠法令等}

銀行法第16条の2第1項第3号、第4項

14. 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の廃止

- ・銀行が保険窓販を行う場合、以下の融資先販売規制が課せられている。
 - 銀行が融資を行っている企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対して、第3次解禁商品（一時払終身保険等）や全面解禁商品（医療保険等）の保険募集を行う場合には、募集に係る手数料を收受しないことを確保する措置を講じなければならない。
 - 事業資金融資担当者が保険募集を行わないことを確保する措置を講じなければならない。
 - 住宅ローン等の個人ローンを含む融資申込中の顧客に対する保険募集を行うことができない。
- ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰であることから、銀行保険窓販に係る融資先販売規制について廃止していただきたい。

{根拠法令等}

保険業法施行規則第212条第3項第1号、第3号、第234条第1項第10号

15. 保険募集における非公開情報保護措置の廃止

- ・銀行が保険窓販を行う場合、顧客の事前の書面による同意を得ることなく、保険募集以外の業務で取り扱う非公開情報が保険募集業務に利用されないことを確保する措置や、顧客の事前の書面による同意を得ることなく、保険募集で取り扱う非公開情報が保険募集以外の業務に利用されないことを確保する措置を講じなければならない。
- ・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、銀行が行う保険募集における非公開情報保護措置を廃止していただきたい。

{根拠法令等}

保険業法第275条第1項、保険業法施行規則第212条第2項第1号、第212条の2第2項第1号、第212条の4第2項第1号、第212条の5第2項第1号

16. 生命保険募集における構成員契約規制の廃止

- ・生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の申し込みをさせる行為をしてはならないこととなつ

ている。

- ・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に拘わらず事前かつ一律に募集を禁止しているため過剰であり、また、形式基準のため顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害していることから、生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止していただきたい。

{根拠法令等}

保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号、保険会社向けの総合的な監督指針II-3-3-2(8)①

以上

規制・制度の改善に関する提案

② 利便性が高く、安定した企業年金制度の構築（6項目）

1. 「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」の基金設立事業所解散時への適用について

- 「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、納付特例法という。）については、厚生年金基金のみの加入員期間の不備により、加入員期間の修復、給付の実行及び掛金の確保を行わなければいけないケース（※）が、その適用範囲に含まれていない。
（※）事業主が、社会保険事務所へは正当な金額で、厚生年金基金には正当な金額より低い金額で標準報酬（賞与）を届け出しており、加入員からは正当な金額の保険料（掛け金）を徴収する一方で、厚生年金基金へは低い金額の保険料（掛け金）を払い込んで、その保険料の差額を自らのものとしているようなケース。
 - この場合、厚生年金基金の記録は正当でないものの、社会保険庁（国）の記録は正当であることから、納付特例法の適用範囲（第三者委員会へのあっせん対象）となっていない。
 - 納付特例法の適用範囲を、上記のケースにも拡大していただきたい。
- {根拠法令等}
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

2. 確定給付企業年金における選択一時金の要件緩和

- 現状、本件の計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いることとされている。
- 退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、選択一時金の支給上限に係る制限について、緩和なしし弾力化していただきたい。
- 例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率および繰下利率」を使用する取扱いを認めていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法施行令第23条第1項第1号、第2号、確定給付企業年金法施行規則第24条第1号、「厚生年金基金の設立要件について」（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）第二 四（10）⑥

3. 確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランの再評価率の自由度向上

- ・現在のキャッシュバランスプランでは、国債の利回りなどを給付の指標とするケースが認められているが、実際の資産運用においては株式などに分散投資しており、運用結果と給付指標の動きが乖離することとなる。
- ・キャッシュバランスプランにおいて、平成 21 年 4 月 16 日付にて日本年金数理人会より「我が国におけるハイブリッド型企業年金制度の拡充について」において提言された「運用指標連動型確定給付制度」を認めていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法施行規則第 28 条、第 29 条、承認認可基準別紙 1 3-2(4)

4. 確定給付企業年金における規約の承認・認可手続きの緩和

- ・確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、現在の承認・認可に係る審査基準を明確化した上で、不利益変更に該当しない場合等、一定の条件を充たす場合につき事後届出制を導入するとともに、届出不要とする範囲を拡大していただきたい。
- ・現在、厚生労働省内で検討中の給付減額判定について早期に明確化したうえで、届出とする範囲について一定の整理を行っていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条、確定給付企業年金法施行規則第 7 条～第 10 条、第 15 条～第 18 条

5. 確定給付企業年金における規約の承認・認可申請書類等の簡素化

- ・認可申請における書類について、以下の措置をしていただきたい。
 - ①「加入者となる者の数を示した書類」について、計算基準日時点での加入者数は「給付の設計の基礎を示した書類」もしくは「財政再計算報告書」で確認できるため不要としていただきたい。
 - ②適年から権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、「権利義務移転の限度を示した書類」は、全部の移転しかないため、不要としていただきたい。
 - ③「資産管理運用契約に関する書類」および「業務委託に関する書類」は、受託機関の変更時等にも提出しないことから、不要としていただきたい。
 - ④「…の同意を得たことを証する書類」は、基金・事業主が証明する書類のみとし、「同意書」の提出が不要であることを明確化していただきたい。
 - ⑤年金受給権者のみが存在する閉鎖適年から、権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、被用者年金被保険者の過半数（もしくは過半数で組織する労働組合）の同意を不要とする等、通常の適年から確定給付企業年金への移行に比べ、簡便的な取扱いを認めていただきたい。

{根拠法令等}

- ①～④「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）別紙 3
⑤確定給付企業年金法附則第 25 条

6. 企業型確定拠出年金規約変更手続きの簡素化

- ・現在、労使合意を経なくとも明らかに受給権保護等の問題は生じないと考えられる規約変更（法改正に伴い一斉に行われる変更等）まで労使合意は必須とされている。
- ・かかる変更については、確定拠出年金法施行規則第5条第1項に定める「軽微な変更」として承認申請ではなく届出で可能とする等、手続きの簡素化を願いたい。
- ・また、「軽微な変更」に当る事項は真に労使合意が必要かを勘案の上、同法施行規則第5条第2項に定める「特に軽微な変更」として労使合意を要しない届出とする可否を検討願いたい。

{根拠法令等}

確定拠出年金法第5条、第6条、確定拠出年金法施行規則第5条、第7条

以上